

議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化に関する調査研究結果報告の骨子（案）

—議会運営委員会議会改革検討小委員会作業部会報告（平成29年12月）—

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

平成29年7月3日、議長から議会運営委員会に対し、府民の期待や時代の要請に応じた議会改革の課題として、「府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討」の諮問が行われた。

(2) 作業部会における調査研究

- 議長からの諮問を受け、議会運営委員会に議会改革検討小委員会が設置され、同小委員会には、情報通信機器の使用など情報化に関する技術的事項の調査研究を行う作業部会が設置された。
- 作業部会においては、これまでの府議会での検討の経過を踏まえながら、他府県での議会の情報化に関する取組状況の調査研究（視察調査によるものを含む。）を実施し、ここに「議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化」に関する調査研究結果を報告するものである。

◆ 議会改革検討小委員会作業部会の概要

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1) 設 置 | 平成29年7月4日 |
| 2) 作業部会長 | 尾形 賢（自民） |
| 同 委 員 | 自民）磯野 勝、共産）加味根史朗、民進）田中美貴子 |
| | 公明）小鍛治義広 |
| 3) 開催状況 | 計●回（平成29年7月4日～平成29年12月●日） |
| 4) 管外調査 | 平成29年11月15日及び16日 於：大阪府議会、神奈川県議会ほか |

2 調査研究の結果

(1) 情報端末の審議への活用について

ア 総括

- 情報化社会の進展により、タブレット等の情報端末が有する高い機能を活用した質の高い議員活動が府民に期待されている。
- 府議会は、このような状況を踏まえ、議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の一層の強化を図るため、まずは、希望する議員が情報端末を委員会の審議に活用すること等を認め、更に将来に向けて議会のICT化を進める必要がある。このことは、議会基本条例の趣旨に適（かな）い、府民の期待に応えるものといえる。
- 情報端末の活用を審議の充実等に確実につなげていくためには、ICTを活用した将来の議会のあり方も見据えながら、委員長をはじめとする各委員の理解の下に、柔軟かつ実効的な試行・検証が行われることが不可欠である。

イ 具体的な実施方法について

(ア) 平成30年度からの取組（試行）について

- ・まずは、ICT活用の第一歩として、平成30年度から、別記1の取組案（試行案）により、希望する議員が、議員活動に使用している情報端末を委員会の審議に活用すること等を認めるよう提案する。

(イ) 将来に向けてのICT活用の方向性について

- ・先進議会のペーパーレス化は、次のようなICTのメリットを生かしたものである。
 - ① 議員の情報収集の効率化並びに収集した情報の蓄積、整理及び活用が図られることで、一層の審議の充実及び進行の円滑化を図ることができること。
 - ② 大量に印刷されている議員配布資料の節減により、作成・配布に要する手間・時間に係る部分も含めて、経費の節減や関係職員の業務の効率化を図ができる。
- ・府議会は、「全ての議員を対象に、本会議も含めた更なる議会のICT化・ペーパーレス化が図られるようにすること」を将来に向けてのICT活用の基本的な方向性とし、(ア)の試行の実施・検証等を踏まえ、引き続き別記2の取組案（試行案）を検討するよう提案する。

(2) 表示装置の審議への活用について

- ・モニター、スクリーン等の活用は、審議の充実等に一定のメリットがあるが、平成30年度からの取組案（試行案）には含めず、今後の府議会の情報化・ICT化の課題検討の中で引き続き検討を進めることとしてはどうか。

(3) その他の意見について

- ・議会の情報化の取組の一環として、先進議会の取組も参考に、議会ロビーに、府民向けの電子看板（デジタルサイネージ）を設置してはどうか。

別記1

平成30年度からの情報端末の審議への活用の取組（案）について

項目	内 容	備考
1 目的	情報端末の活用により、会議における審議の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。	
2 対象者	出席議員及び出席要求理事者（補助職員を含む。）	
3 対象機器	次に掲げる情報端末（インターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）とする。 (1) タブレット端末 (2) ノートパソコン (3) スマートフォン	従来型の携帯電話は対象としない。
4 対象とする会議	(1) 委員会 (2) 京都府議会会議規則に規定する協議等の場	本会議は対象としない。
5 対象とする行為	(1) あらかじめ情報端末又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧 (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索 (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用	
6 注意事項	情報端末を使用する者は、次に掲げる注意事項を遵守すること。また、委員長又は主宰者は、議事運営の支障が生じないよう、必要な注意喚起を行う等により、この注意事項を遵守させること。 (1) 次に掲げる情報端末の使用は、認められないこと。 ア 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信 イ 議事に関する使用その他目的に照らして必要のない使用 ウ 議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他府民の目から見て疑念が生じるような使用 エ 委員長又は主宰者が使用を認めないこととしている場面での使用 (2) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないように配慮すること。 (3) 委員長又は主宰者の許可なく、会議を撮影し、録音し、又は録画しないこと。 (4) 電源は、バッテリー対応と、インターネットへの接続は、SIM接続のLTE対応とし、必要な附属機器の準備及び使用は、使用者の責任で行うこと。	

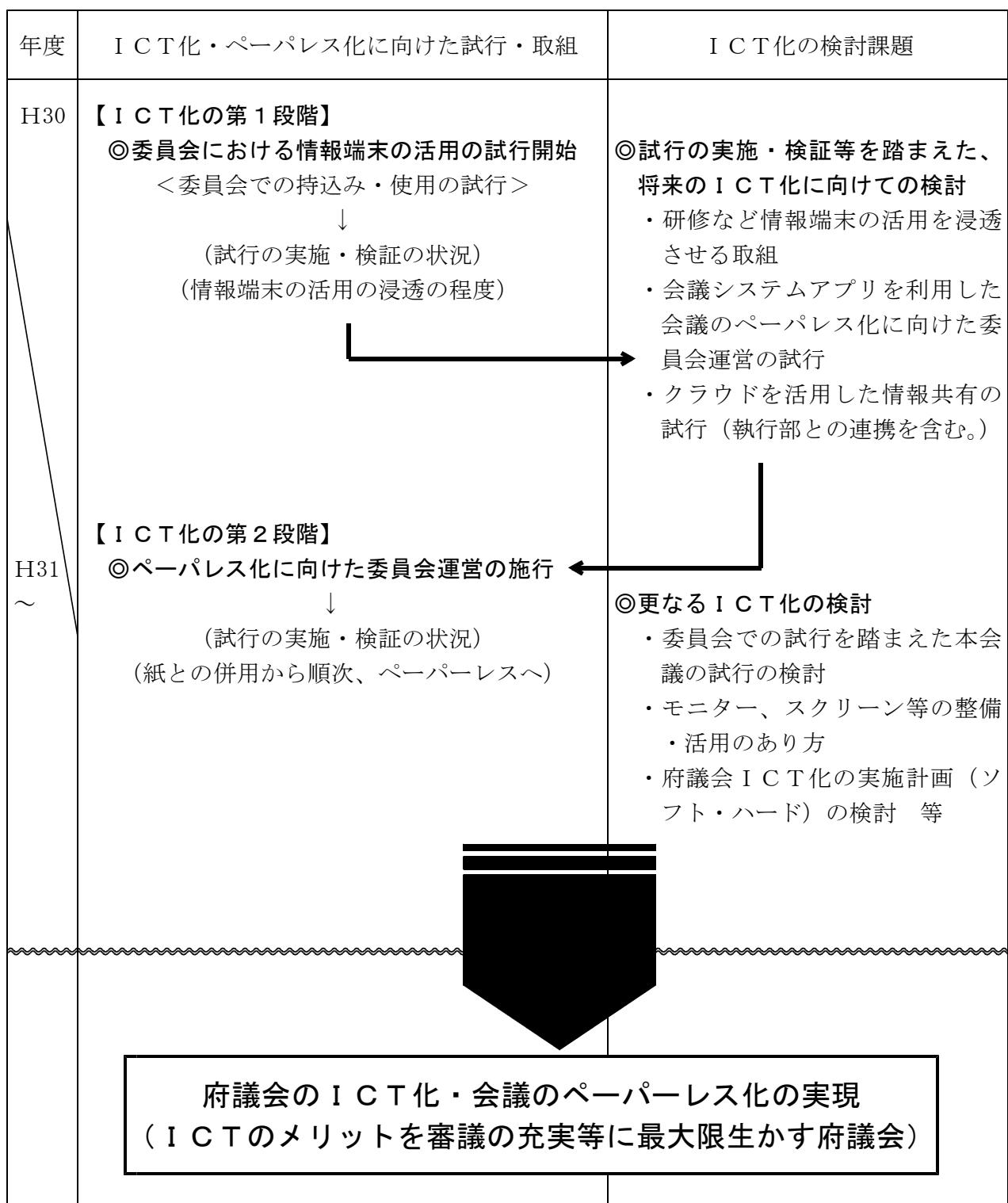
別記2

将来のICT化・ペーパーレス化に向けた取組（案）について

- ① 情報端末の活用の有効性の理解を浸透させ、ICT活用の意識を醸成するための議員に対する研修その他の働き掛けの積極的な実施
- ② 別記1による試行の実施・検証の状況や委員会における情報端末の活用の浸透の程度に応じて、委員長の裁量により会議システムアプリケーションを活用して会議のペーパーレス化に向けた委員会の運営を試行するなど、柔軟な試行の実施
- ③ 情報端末の活用と審議の充実等を確実に促す、委員会配布資料や調査情報（管外・管内調査の資料データ、議会活動支援情報など）のクラウドサービスを利用した情報共有の試行（執行部との連携を含む。）

【参考】

府議会のICT化・ペーパレス化に向けた行程表のイメージ



(注) 試行の期間・ICT化の課題の検討の進め方など、議会のICT化の取組スケジュールについては、平成30年度からの試行の実施・検証の状況や浸透の程度に応じて、柔軟に対応する必要がある。